

北斗市

一般廃棄物処理実施計画

(令和7年度)



令和7年度北斗市一般廃棄物処理実施計画

本計画は、北斗市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市の地域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、合わせて同基本計画の推進及び実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものです。

1 処理区域

北斗市全域

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 一般廃棄物の処理計画量

・ごみ処理量

12,403トン

表1 令和7年度一般廃棄物の処理計画量

(単位：t)

	家庭系	事業系	計
燃やせるごみ	5,244	1,970	7,214
燃やせないごみ	523	60	583
粗大ごみ	359	54	413
生ごみ	1,611	1,355	2,966
資源ごみ	1,166	61	1,227
計	8,903	3,500	12,403

4 一般廃棄物の処理主体

表2 一般廃棄物の処理主体

区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系	生ごみ	市(委託) ・ 排出者 ・ 許可業者	市(委託)	
	燃やせるごみ		渡島廃棄物処理広域連合	
	プラスチック製容器		市(直営)	
	別回収燃やせるごみ		市(直営)	
	燃やせないごみ		市(直営) / 民間(委託)	市(直営)
	空き缶		市(直営)	
	空き瓶		市(直営)	
	ペットボトル		市(直営)	
	スプレー缶		市(直営)	
	紙類		市(直営)	
	粗大ごみ		市(直営) / 民間(委託)	
	乾電池		市(委託)	
事業系	生ごみ	許可業者 ・ 排出者	市(委託)	
	燃やせるごみ		渡島廃棄物処理広域連合	
	プラスチック製容器		市(直営)	
	別回収燃やせるごみ		市(直営)	
	燃やせないごみ		市(直営) / 民間(委託)	市(直営)
	空き缶		市(直営)	
	空き瓶		市(直営)	
	ペットボトル		市(直営)	
	スプレー缶		市(直営)	
	紙類		市(直営)	
	粗大ごみ		市(直営) / 民間(委託)	

5 ごみ処理実施計画

(1) 住民に対する広報・啓発活動

ごみの発生抑制行動につながるよう、説明会や講座の開催や「広報ほくと」への情報掲載、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信、ホームページ等を活用することなどにより広報・啓発活動を継続的に行う。

(2) 排出抑制・再資源化計画

ごみの排出抑制・再資源化は、次により行う。

ア 集団資源回収団体への支援

イ 容器包装廃棄物の排出抑制の促進

ウ 缶・びん・ペットボトル収集およびプラスチック容器包装収集

エ 粗大ごみの再資源化

(3) ごみ処理計画

ア ごみ処理計画表

表3 ごみ処理計画表

区分		指定袋	対象地域	内容	収集回数		
家庭系	生ごみ	濃い黄色	市内全域	北斗市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成18年規則第92号）で定める指定袋を使用して、指定袋1個の重量は10キログラム以内とし、市が指定する収集日に排出すること。	週2回		
	燃やせるごみ	青色			週1回		
	プラスチック製容器	無色透明			週1回		
	別回収燃やせるごみ	深緑色			月2回		
	燃やせないごみ	赤色			月2回		
	資源ごみ	空き缶			緑色	市が指定する収集日に紐で縛って排出すること。	月2回
		空き瓶			黄色		
		ペットボトル			橙色		
		スプレー缶			任意の中身の見える袋		
		紙類			-		
粗大ごみ	-	市に申し込み、市が指定する収集日に、北斗市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則で定める粗大ごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物に貼り付けて排出すること。	月2回 (予約制、有料)				
有害ごみ	-	使用済みの乾電池等は、市内に設置してある専用の回収箱等へ排出すること。	拠点回収				

事業系	事業系一般廃棄物	-	市内全域	事業活動に伴い発生した廃棄物は、事業者自らの責任において適正処理することが義務付けられているため、自ら搬入するか許可業者へ収集運搬を委託し排出すること。	各社ごと
環境系	大野川環境浄化運動	-	大野川流域	市・町内会などによる大野川流域一帯の清掃活動	年1回
	海岸線クリーン作戦	-	市内海岸線	市・町内会・学校など全市規模による海岸清掃活動	年2回
	不法投棄パトロール	-	市内全域	市内全域の市道を中心とした不法投棄物の回収及び監視業務	4月～11月の週1回

なお、次のごみについては、排出者において処理するものとする。

- (ア) 計画収集日以外の日収集を希望するごみ
- (イ) 収集路線まで持ち出せないごみ
- (ウ) 上記の表に規定する排出方法によらないごみ
- (エ) 市が受け入れないごみ

表4 市が受け入れないごみ

分類	内容
出せないごみ	家電類（テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫） 処理困難物・医療器具・危険物（石油タンク・ガスボンベ・塗料・農薬・バイク・廃バッテリー・ピアノ・オルガン・エレキトーン・コンクリート片・消火器・引火性及び有害性のあるもの等）

イ 収集車両および許可業者

(ア) 市有車・委託車

表5 委託車

区分		形状	最大積載量 (kg)
収集・運搬	委託車	パッカー	1,450
		パッカー	4,250
		パッカー	1,550
		パッカー	1,450
		パッカー	1,850
		ダンプ	4,800
		ダンプ	3,450
		ダンプ	2,900
		ダンプ	3,450
		株式会社 上磯塵芥工業	
	有限会社 クリーン伏見	パッカー	5,300
		パッカー	5,300
		パッカー	4,200
		ダンプ	2,750
	キャブオーバー	350	

(1) 許可業者

4の表2中許可業者(限定付き許可業者を除く。)とは、次の表に掲げる者をいう。

表6 許可業者

名称	所在地
株式会社上磯塵芥工業	北斗市大工川1 1 2番地
有限会社渡島環境衛生	北斗市東浜2丁目2 2番1 1号
株式会社亀田清掃	函館市赤川町9 0番地4
函館環境衛生株式会社	函館市金堀町5番2 3号
株式会社佐々木事業所	函館市鍛冶2丁目1 6番7号
株式会社馬場本商店	函館市西桔梗町1 1 2番地2
株式会社函館公清	函館市西桔梗町5 8 9番地
有限会社杉本衛生設備	函館市西桔梗町5 8 9番地6
はこだて清掃株式会社	函館市上湯川町3 1 4番地
協栄廃棄物処理有限会社	函館市海岸町2 1 番1 4号
有限会社第一清掃	函館市桔梗5丁目4 1 番1号
株式会社南北海道清掃公社	函館市戸倉町8番6号
株式会社グリーン清掃	函館市東山町1 4 4番地2 0 1
有限会社亀谷産業	函館市神山3丁目5番3 0号
アークジョイン株式会社	函館市西桔梗町5 8 9番地4 4
有限会社杉村清掃	函館市赤川町5 4 7番地
北海自動車運送株式会社	北斗市谷好2丁目2番2 6号

株式会社西里車輛	北斗市久根別5丁目102番56号
有限会社日晃清掃	七飯町大川9丁目8番7号
株式会社須藤清掃	北斗市本町6丁目343番地の6
株式会社環境保全運輸	森町字駒ヶ岳322番地の2
有限会社クリーン伏見	北斗市本町3丁目19番16号
株式会社北斗清掃公社	北斗市東浜1丁目10番33号
有限会社伏見清掃	七飯町本町4丁目23番34号
株式会社小野運送	北斗市谷好3丁目430番地の2
日本公防株式会社	北斗市七重浜1丁目8番1号
合同会社黒澤企画	北斗市久根別2丁目5番13号
株式会社おおの	北斗市本町6丁目843番地の6
株式会社エキスパート	北斗市久根別5丁目95番地27

ウ 処分計画

(ア) 生ごみ

堆肥化、又はガス化し処理する。

(イ) 燃やせるごみ及び別回収燃やせるごみ

焼却処分とする。

(ロ) プラスチック容器包装

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項の規定による指定を受けた法人に引き渡す。

(ハ) 燃やせないごみ、スプレー缶および粗大ごみ

破碎処理後、セメント焼成により再生利用する。ただし、金属類、小型家電類は再生資源業者に売却する。

(ニ) 空き缶および紙類

再生資源業者に売却する。ただし、紙類は再生資源業者により再生利用する。

(ホ) 空き瓶

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項の規定による指定を受けた法人に引き渡す。

(ヘ) ペットボトル

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項の規定による指定を受けた法人に引き渡す。

(4) 市の処理施設の概要

ア 焼却施設

表7

施設名	渡島廃棄物処理広域連合「クリーンおしま」	
受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式	
ガス化燃焼溶融設備	キルン方式ガス化燃焼溶融	
処理能力	63t/24h×2炉 (計126t/日)	
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式	
排ガス処理設備	有害ガス除去装置＋ろ過式集じん方式	
給水設備	上水	
排水処理設備	無機系排水	処理後、場内にて再利用
	ごみピット汚水	簡易ろ過後、系内にて高温酸化処理（無放流）
	生活系排水及び洗車排水	処理後、場内にて再利用
余熱利用設備	白煙防止、蒸気タービン発電、場内給湯、場内ロードヒーティング等	
通風設備	平衡通風方式	
溶融固化物処理設備	水砕方式	
灰処理設備	薬剤併用セメント固化処理方式	

イ 資源化施設

表8

施設名	資源ごみ保管施設	
設置年度	平成9年	平成22年
延べ床面積	300㎡	165㎡
所在地	北斗市館野105番地	
公称能力	5t/日	
施設の種類	選別・圧縮減容・保管施設	
処理品目	ペットボトル・プラスチック製容器包装・缶類	

ウ 中間処理施設

表9

施設名	北斗市ごみ破碎処理施設リサイクルンほくと
設置年度	平成26年
所在地	北斗市館野107番地の1
公称能力	11.45 t/日
施設の種類	不燃ごみ・粗大ごみ破碎・ガラスびん選別保管
処理品目	不燃ごみ・粗大ごみ・ガラスびん
延べ床面積	1,824㎡

工 最終処分場

表10 最終処分場の概要

施設名	中山一般廃棄物最終処分場		
使用開始	平成5年10月		
所在地	北斗市中山89番地の21		
全体面積	101,521㎡		
埋立面積	15,000㎡		
埋立方式	準好気性埋立方式		
汚水処理施設	能力	40m ³ /日	
	処理方式	回転円板式生物処理法 ＋凝集沈殿法	
	放流水質	pH	5.8～8.6
		BOD	20
		COD	50
SS		70	

(5) 市以外の中間処理施設の概要

表11 市以外の中間処理施設の概要

事業者名	未来環境株式会社
所在地	北斗市柳沢407番地17の内
対象品目	生ごみ（家庭系・事業系生ごみ）、し尿処理汚泥
処理能力	50t/日（24h）

※ 生ごみの処理を委託

事業者名	太平洋セメント株式会社		
所在地	北斗市谷好1丁目151番、161番、162番、166番、168番、169番、268番の2、268番の2、269番の1、269番の2		
対象品目	可燃ごみ（廃プラスチック類、木くず類（根・抜開根等）、紙くず、繊維くず、汚泥、ごみ減量化物、可燃ごみ混合物（紙くず、草舎）） 不燃ごみ（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、燃え殻、肉骨粉）		
処理能力	焼却	汚泥	490 t/日（24h） 20.4t/h
		廃プラスチック類	196 t/日（24h） 8.2t/h
		木くず類（根・抜開根等）	79.2 t/日（24h） 3.3t/h
		紙くず	447 t/日（24h） 18.6t/h
		繊維くず	272 t/日（24h） 11.4t/h
		ごみ減量化物	521 t/日（24h） 21.7t/h
	焼成	可燃ごみ混合物（紙くず、草舎）	156 t/日（24h） 6.5t/h
		燃え殻	600 t/日（24h） 25.0t/h
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	384 t/日（24h） 16.0t/h
		肉骨粉	221 t/日（24h） 9.2t/h

事業者名	株式会社田島殖産
所在地	北斗市野崎115番の1、115番の3、115番の4
対象品目	木くず（剪定枝、流木、伐根、伐採木）、伐採物（草、笹、草の根など）
処理能力	破碎 400 t/日（8h）

事業者名	株式会社斉藤組
所在地	北斗市村山140番
対象品目	木くず、伐開物
処理能力	破碎 80t/日（8h）

事業者名	野村興産株式会社
所在地	北見市留辺蕊町富士見217番地1
対象品目	廃乾電池、廃蛍光灯
処理能力	焙焼 140 t/日(24h)

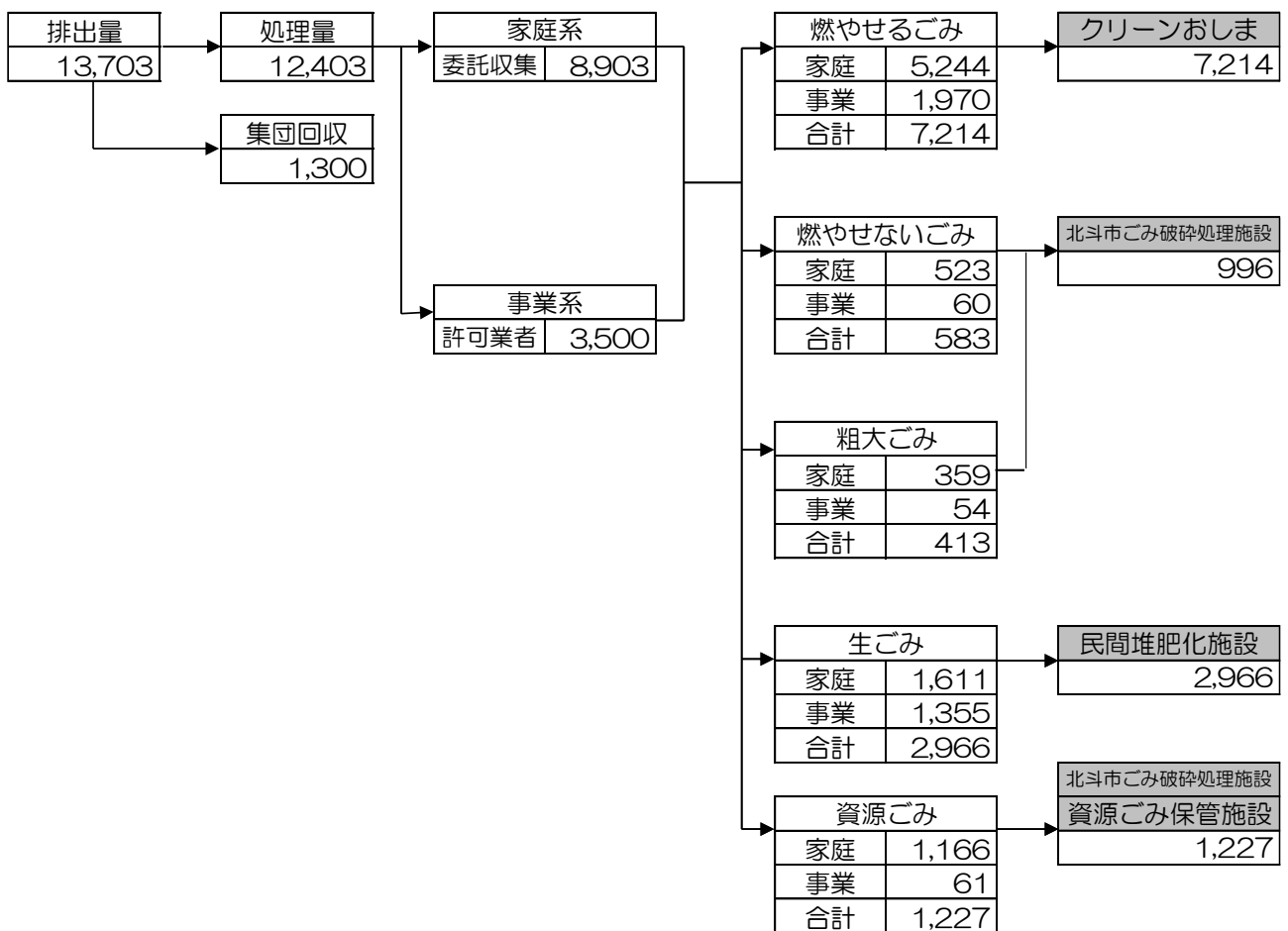
(6) 不法投棄の防止対策

不法投棄に対しては警察等関係機関と連携してパトロールを実施するとともに、市民や事業者等の協力を得て連絡体制を整備する。また、多発地点には警告看板や監視カメラの設置により未然防止に努める。

(7) 北斗市ごみ処理フロー

表12 令和7年度ごみ処理フロー

単位：t/年



6 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理形態別人口

表13 処理形態別人口（令和7年3月31日現在）

区 分	形態別人口（単位:人）
1 計画処理区域内人口	42,510
2 水洗化・生活雑排水処理人口	35,776
(1) コミュニティ・プラント	0
(2) 合併処理浄化槽	703
(3) 公共下水道	34,477
(4) 集落排水施設	596
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	191
4 非水洗化人口	6,543
(1) 汲み取りし尿	6,543
(2) 自家処理	0

(2) 収集・運搬処理計画

ア 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水する。

イ 一般家庭、事務所等の汲み取り便所から排出されるし尿及び、浄化槽汚泥は南渡島衛生施設組合が許可した業者（表15）に市民もしくは、浄化槽を管理している者が直接依頼をし、随時収集する。

ウ 許可業者が収集した、し尿及び浄化槽汚泥は、南渡島衛生施設組合にて処理する。

表14 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分	計画搬入量（k l/年）	収集運搬主体	収集頻度	搬入先
し尿	7,008	許可業者	随時	南渡島衛生施設組合
浄化槽汚泥	1,419			

表15 し尿・浄化槽汚泥許可業者一覧

名 称	所 在 地
有限会社渡島環境衛生	北斗市東浜2丁目22番11号
株式会社大森清掃	北斗市谷好2丁目13番29号
株式会社須藤清掃	北斗市本町6丁目343番地の6

表16 施設概要

施設名	所在地	処理方法	処理能力
南渡島衛生施設組合	亀田郡七飯町字中島388番地1	下水道投入処理	105k1/日

(3) 住民に対する広報・啓発活動等

- ア 公共下水道処理対象区域に残存する汲み取り世帯に対しては公共下水道への切り替えを促進し、また、公共下水道処理対象区域外の世帯に対しては、合併処理浄化槽への転換を促進する。
- イ 処理水の安定した水質を確保するため、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性について、「広報ほくと」への情報掲載、ホームページ等を活用することなどにより広報・啓発活動を継続的に行う。

表17 北斗市生活排水処理フロー

